

# 平成 30 年度 第6回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成 30 年9月 20 日)

1 日 時 平成 30 年9月 20 日(木) 午前 10 時 30 分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第 2 会議室

3 出欠席

出席者【委 員】 会長 木下 憲明  
委員 若林 武人  
委員 柴田 清  
委員 清水 慶治郎  
委員 志田 實  
委員 清水 克幸  
委員 持田 昌弘  
委員 佐野 慶一  
委員 伊藤 よしのり  
委員 くぼ 洋子  
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威  
産業経済課長 安井 喜一郎  
経済企画係長 鈴木 正明  
経済企画係員 3 名 阪元 栗木 久保

欠席者【委 員】 委員 石田 實

4 議 事 (1)開会  
(2)報告事項等  
(3)その他  
(4)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成 30 年度第6回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。  
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は 11 名です。農業委員会法第 27 条 3 項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立いたします。

**【議長】**

ありがとうございます。続きまして、議事（2）報告事項等を事務局よりお願いします。

**【事務局】**

それでは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

（別紙にて説明）

次に、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

（別紙にて説明）

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

（別紙にて説明）

報告事項につきましては、以上でございます。

**【議長】**

本件についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

（異議なし）

**【事務局】**

それでは、資料 1 をご覧下さい。「農地パトロールの実施報告」について説明いたします。

（別紙にて説明）

続きまして、資料 2「平成 30 年度農業委員会活動推進フォーラムの開催」について説明をいたします。

（別紙にて説明）

続きまして、資料 3「農業委員会経営関係部会長研究集会の開催」について説明をいたします。

（別紙にて説明）

続きまして、資料 4「第 45 回農業委員会等功労者並びに平成 30 年度農業功労者表彰事業の実施」について説明をいたします。

（別紙にて説明）

続きまして、資料 5「第 2 回改正生産緑地法等説明会実施報告」について説明をいたします。

（別紙にて説明）

**【議長】**

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

**【委員】**

雑草が繁茂していて管理が十分とは言えない生産緑地の所有者に対し、文書等で指導を行っても、「こういう生産方法なんだ」と言われてしまっちはこちらは何も言えなくなってしまう。

**【議長】**

いろいろな生産方法はあると思うが、都市農業では近隣の住民に対する配慮も必要です。客観的にみて荒れているのであれば、指導するのが適切でしょう。

**【委員】**

JAの方で耕耘のサポートをしてくれる事業もあるので、それらの活用を促す提案もできます。

**【委員】**

生産緑地における「耕作」について、農業委員会として考え方をはっきりさせておいた方が良いでしょう。

**【事務局】**

法律の根拠等を確認させていただきます。

**【議長】**

これまで特定生産緑地の説明会を2回実施しましたが、事務局には出席者のリストを管理してもらって、農家全員に周知できるようにしていきたいと思っています。

**【委員】**

説明会後に行った「農業者と農業委員会との意見交換会」に出席者が少なかったのも、工夫が必要ですね。

**【委員】**

説明会当日の質疑応答の内容で、指定から30年経過後に、再度「特定ではない」生産緑地に指定できるか、について、区の条例の改正が必要になるということですか。

**【事務局】**

詳細は調整課が国交省に確認中ですが、区の条例ではなく、生産緑地指定基準の改正が必要になると考えているようです。

**【議長】**

他に何かございますか？

(意見なし)

意見もないようですので、これにて、平成30年度第6回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。